

## 社 会 保 障

昭和23年民生委員法が施行され現在2 894名の民生委員が社会福祉増進のために活躍している。

生活保護法によるところの昭和32年末保護実人員は29 282名年間延56万人で、その保護率は人口千人につき13.3人の割合で年々減少していることは喜ばしい状態であり、中でも生活扶助の減少が目立ち、反面医療扶助を受ける人々が次第に増える傾向にあることは見逃せない。

昭和22年「赤い羽根」運動として民間社会福祉事業のため全国に発足した共同募金は年々その効果を挙げ、本県でも昭和32年には目標額2 700万円を5%上廻る成績で達成し、児童福祉事業を始めとし恵まれぬ施設に収容された人々に配分されている。

つぎに国民皆保険の一環として、国民健康保険制度が昭和13年に発足以来18年には100%の普及率をみせたが、戦後の混乱した経済状況の下に激減し、現在は保険者90, 被保険者105万人、給付額約14億円、受診率174%を示している。本県のように農漁村の多い県では、特にこの制度の普及に力を入れ、医療負担の軽減によって生活の安定を図らねばならない。

またこのほか健康保険、労災保険、厚生年金、船員保険、共済組合等政府管掌の保険、事業所単位とする保険等に加入しているものが数多くある。

昭和32年度の失業保険の給付状況についてみると一般労働者で受給人員45千人、給付金額34千万円、日雇労働者で4千人、給付金額280万円となつている。

